

奈良県告示第百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

令和二年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
米田 達哉	よねだ鍼灸整骨院 大和郡山市筒井町六八一―一 ベルシーダ筒井一〇一	令和二年五月十一日
米川 莉永	よねかわ接骨院 橿原市今井町三―一〇―五八	令和二年六月一日
仲 大和	大和高田市大字根成柿三八〇 ―一 ネオシテイ大和高田A ―三二四	令和二年六月一日